

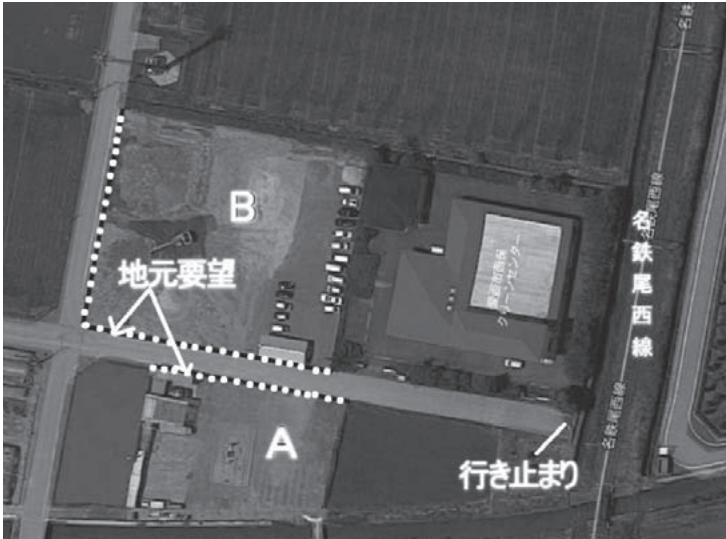


違法行為の場所に 側溝工事は不当では

吉川 三津子 議員

改めて検討し農地法違反への 体制も整える

市長



▲違法な場所への側溝要望

区画A・Bは、X会社の土地だ。点線部分が地元からの側溝工事要望だ。Aは、もとは農地で現在は駐車場になっており、農地転用の時のパイプラインの移設が行われておらず、道路に事務所がはみ出たり、土地改良区の土地を占有したり、無許可で川に橋を架けたりすることもあった。Bは、地目が田んぼでありながら資材置き場や駐車場に使われており、農地法違反だ(上図)。

市は地元要望をどう処理しているのか。

産業建設部長 総代からの要望に基づき、予算範囲内で施工している。

住宅を建てたり企業が施設を造るときは、市は側溝を付けることを指導するはず。今回の要望はX企業からの要望と推測できる。市費で側溝をつければ、農地法違反を容認するようなものだ。

このような現状を聞き、市長の意見は。

市長 毎年、たくさんの

地元要望があり、すべての要望を確認することは不可能だ。地元で優先順位を決めてもらい、現場を確認し、是非を判断している。総代会でのお願いの方法などを改めて検討する。

農地の無断転用等については、水際で食い止めねばならない。申請時の内容精査・聞き取り等をしつかり行うよう、農業委員会にお願いしている。

また、現地確認を迅速に行う体制をとる。

保育士確保と児童館運営の見直しを

私立・公立問わず保育士の確保と、児童クラブ指導員の確保は、市が責任を持って研修など行うべきと、12月議会でも取り上げた。しかし、市は自ら確保するのではなく、保育園に補助を出している。これでは効果はでない。市の責任で考える。

は。

市長 保育士不足、指導員不足の認識はある。潜在的な人材確保について協議し、方法や採用について新年度には、少しずつではあるが力を入れていく。

先生の過重労働の問題から、部活動の時間が更に減りそうだ。中高生の居場所作りとして、児童館の開館時間の延長や日曜開館についての考えは。

健康福祉部長 費用や、利用状況等を考慮した場合、すぐに取り組むことは困難だ。

国は、児童館は18歳まで利用する施設と定義している。中学生の居場所作りの必要性の考えは。
市長 必要だ。放課後の生活をどうするのか、教育委員会ともよく連携して進めていく必要がある。